



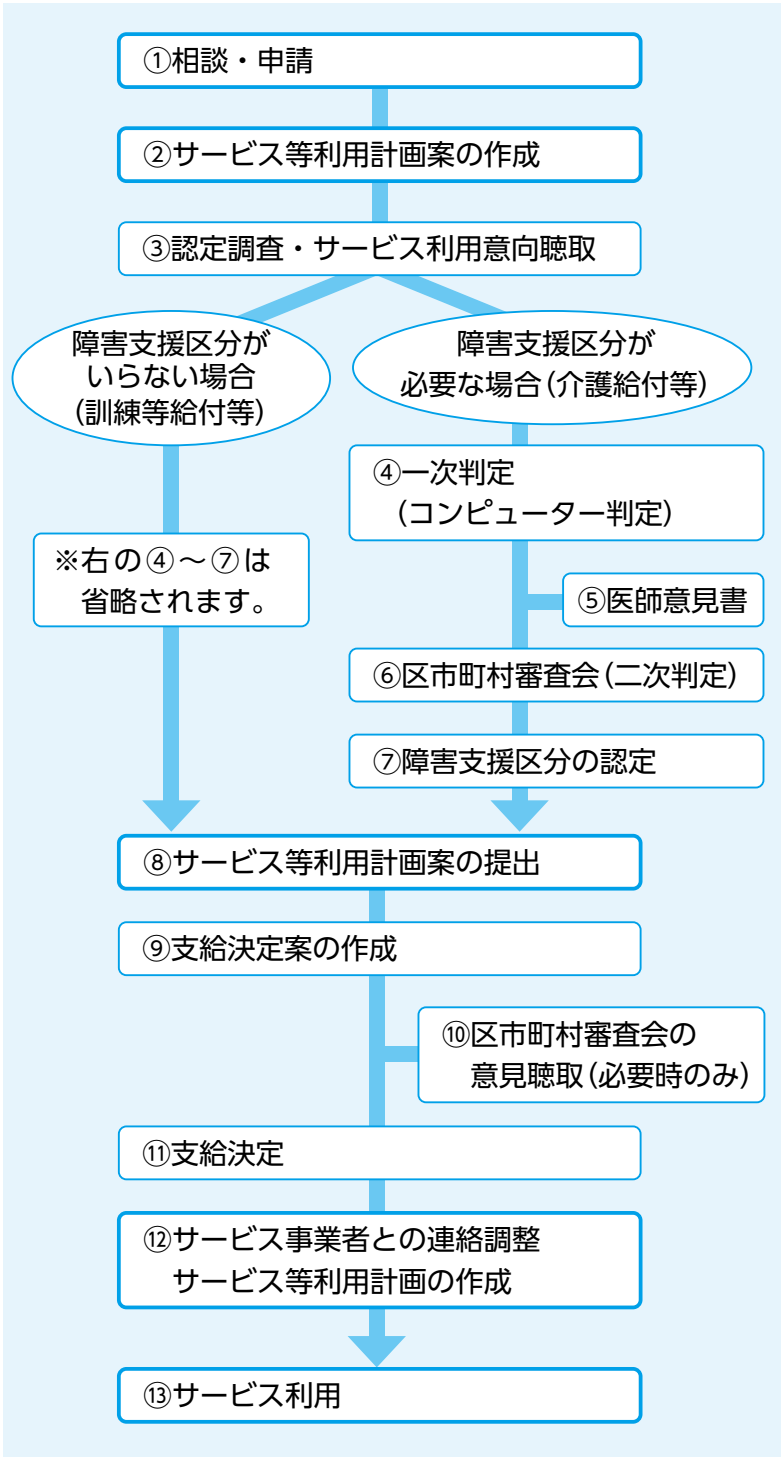
2 障害者総合支援法のサービス等

障がい福祉サービス利用までの流れ

- ◆問合せ先 【身体・知的障がい・難病】障がい福祉課各援護係 (☎ 11 ページ参照)
【精神障がい】各保健センター等 (☎ 13 ページ参照)



障害者総合支援法のサービス等



- ① 管轄の障がい福祉課各援護係または各保健センター等に、相談・申請を行います。
- ② 「サービス等利用計画案」を提出していただきますので、「指定特定相談支援事業者」へ計画案の作成を依頼してください。
- ③ 区の職員または区が委託した事業所職員が、障害支援区分認定調査と、サービス利用意向や家族の状況等について聞き取りを行います。
- ④ 障がい状況等について、医師に意見書を記入していただきます。
- ⑤ 障害支援区分、サービス利用意向、家族の状況、サービス等利用決定案、審査会の意見等を参考に、区が決定します。
- ⑥ 「指定特定相談支援事業者」が作成した「サービス等利用計画」により、障がい福祉サービス事業者等と利用契約を結び、サービスの利用を開始します。
- ⑦ サービス利用開始後、サービス提供事業者等に利用者負担額を支払います。

- ※ 障害児通所支援の場合は「サービス等利用計画」は「障害児支援利用計画」となり、「指定特定相談支援事業者」は「指定障害児相談支援事業者」となります。
- ※ 障がい児は障害支援区分の認定を行わないため、③～⑦は省略されます。ただし、障がい児のサービス利用にかかる勘案事項調査（心身の状況、家族の状況等）は行う必要があります。

利用者負担の考え方

- ◆内容 月額負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- ◆費用 下表「所得を判断する際の世帯の範囲」および「世帯の収入状況による利用者負担上限月額」参照
- ◆その他 高額障害福祉サービス費等給付費、食費実費負担の軽減、補足給付、多子軽減、幼児教育・保育の無償化、生活保護への移行防止等があります。
※それぞれの軽減を受けるには条件があります。



表 所得を判断する際の世帯の範囲

種別	年齢	世帯の範囲
障がい者	18歳以上 (18・19歳の施設入所者を除く)	障がい者本人と配偶者
障がい児	18歳未満 (18・19歳の施設入所者を含む)	保護者の属する住民基本台帳の世帯全員

表 世帯の収入状況による利用者負担上限月額

区分	収入状況	負担上限月額	
		通所サービス 在宅サービス	施設入所 グループホーム
生活保護	生活保護 受給	0円	0円
低所得	区民税 非課税	0円	0円
一般	障がい者 区民税 課税	所得割 16万円未満	9,300円
		所得割 16万円以上	37,200円
	障がい児 区民税 課税	所得割 28万円未満	4,600円
		所得割 28万円以上	37,200円

障がい福祉サービスの内容

- ◆対象 身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、難病患者
 ※難病患者は、障害者総合支援法の対象疾病の方です。
 ※介護保険制度が優先されます。
 ※サービスによっては、表中の対象者要件以外に、一定程度の条件が加わる場合があります。

(1) ホームヘルプ・介護サービス

名 称	内 容	対象 ※区分：障害支援区分
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護、掃除、洗濯、調理等の家事援助、通院等の介助を行う。	区分1以上の方(障がい児はこれに相当する支援の度合の方)
重度訪問介護	重度の障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。	区分4以上で、一定の条件にあてはまる方
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。	同行援護アセスメント調査票により、一定以上の点数がある方
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。	区分3以上で、区分認定調査の行動関連項目等の合計点数が10点以上の方(障がい児はこれに相当する支援の度合の方)
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	区分6で、意思疎通に著しい困難を有し、一定の条件にあてはまる方(障がい児はこれに相当する支援の度合の方)
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めた施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	区分1以上の方(障がい児は一定の基準にあてはまる方)

(2) 施設入所・居住サービス

名 称	内 容	対象 ※区分：障害支援区分
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	①生活介護の利用者で区分4以上(50歳以上は区分3以上)の方 ②自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型の利用者で、入所しながら訓練することが必要かつ効果的な方 ③その他一定の条件にあてはまる方
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行う。	長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で一定の条件にあてはまる方



(2) 施設入所・居住サービス

名称	内容	対象 ※区分：障害支援区分
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行う。	障がい者（身体障がい者は65歳未満の方等、一部制限あり）
宿泊型 自立訓練	居室等の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行う。	自立訓練（生活訓練）対象者のうち一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、居住の場を提供して行う訓練等が必要な方



(3) 通所サービス等（成人）

名称	内容	対象 ※区分：障害支援区分
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。	常時介護等の支援が必要な区分3以上（50歳以上は区分2以上）の方 ※入所の場合は対象が異なる
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の維持、向上のために必要な支援と訓練を行う。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や、能力の向上のために必要な訓練を行う。	就労を希望する65歳未満の方で、一般企業等に雇用されることが見込まれる方
就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。	一般企業等に就労することが困難な方で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
就労継続支援 B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方等で、就労機会を通じて生産活動にかかる知識・能力の向上や、維持が期待される方
就労定着支援	一般企業等に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。	就労移行支援等の利用後、新たに一般企業等に雇用された方等で、就労を継続している期間が6か月を経過した方
自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営むにあたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。	①障害者支援施設や共同生活援助を利用していた方 ②単身または同居家族等が疾病等により、自立した日常生活を営む上で支援が見込まれない状況の方

(4) 通所サービス等(児童)

名 称	内 容	対 象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がい児
医療型 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援および治療を行う。	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児
放課後等 デイサービス	授業終了後または休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	学校(幼稚園、大学を除く)に就学しており、支援が必要と認められた障がい児
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	重度の障がい等により、療育を受けるために外出することが著しく困難な障がい児
保育所等 訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等に通い、専門的な支援が必要と認められた障がい児

(5) 相談支援

名 称	内 容	対 象
計画相談支援 障害児相談支援	サービスを利用する障がい者(児)について、相談支援専門員がサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成し、定期的に見直し(モニタリング)を行い、障がい者(児)の自立した生活を支え、生活の中で抱える課題の解決や、適切なサービス利用に向けた支援を行う。	【計画相談支援】 障害福祉サービスを申請した障がい者(児)、地域相談支援を申請した障がい者 【障害児相談支援】 障害児通所支援を申請した障がい児
地域相談支援 (地域移行支援)	住居の確保その他地域での生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援を行う。	障害者支援施設等の入所者または、精神科病院に入院している精神障がい者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方
地域相談支援 (地域定着支援)	常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行うとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、緊急訪問や対応等の必要な支援を行う。	①居宅において単身で生活する障がい者 ②同居家族等が疾病等のため緊急時の支援が見込まれない状況にある障がい者



障がい福祉サービス事業者情報

- ◆内容
- ① WAM NET (ワムネット) ※運営：福祉医療機構
「障害福祉サービス等情報検索」
[URL](https://www.wam.go.jp/sfkoxyout/) <https://www.wam.go.jp/sfkoxyout/>
 - ② とうきょう福祉ナビゲーション ※運営：東京都福祉保健財団
「事業者情報」
[URL](https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/jservice_menu.html) https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/jservice_menu.html
 - ③ 区内の施設一覧 ☎ 96 ～ 111 ページ参照



～障害者総合支援法のサービス～

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれています。

自立支援給付

介護給付

- ・ 居宅介護(ホームヘルプ)
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護 ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所(ショートステイ)
- ・ 療養介護 ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

相談支援

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域相談支援

訓練等給付

- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援
- ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助(グループホーム)

自立支援医療

- ・ 更生医療 ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療
- ※実施主体は都道府県等

補装具

障がい者・児

地域生活支援事業

- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業
- ・ その他の事業